

## 第4期我孫子市障害者プラン(案)に対する

### 意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

#### ■ パブリックコメントの結果

第4期我孫子市障害者プラン(案)についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 募集期間 令和5年12月26日から令和6年1月25日

2 提出人数 1名及び1団体

3 意見総数 15件

#### 4 公表場所

障害者支援課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、生涯学習センターアビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

5 意見公募した内容 第4期我孫子市障害者プラン(案)

#### 6 意見と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

#### 7 内容の修正について

別紙のとおり寄せられたご意見に基づき修正しました。

なお、公表いたしました計画(案)の一部における誤字脱字の修正及び、自立支援協議会における意見聴取により文言の修正を行いましたが、計画内容に変更が生じるものではありません。

8 担当 我孫子市役所 障害者支援課 計画・給付係 TEL: 04-7185-1111 (内線 389)

## 別紙

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	<p>第1章の5の「基本理念および視点」のタイトル「「自分らしく」を応援するまち あびこ」について（P4）</p> <p>この基本理念は、これまでの障害者プランから引き継がれたものと思われませんが、障害者プランとしての基本理念の考え方に疑問がありますので、説明文も含め、精査し、分かりやすい表現に直していただきたいと思えます。</p> <p>基本理念の考え方の説明文によると、「障害の有無にかかわらず主体的に生きること」に対する支援の考え方を表現している旨記されていますが、この考え方であると、当プランでは、障害者であるか否かにかかわらず、広く健常者も含めて主体的に生きることへの支援を行うことが理念だと見受けられます。</p> <p>当プランは、計画策定の趣旨に書かれているように、計画の対象は明らかに障害者ですから、それに即した分かり基本理念と考え方に見直すことが適当と思われれます。</p>	<p>障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある方の自立と社会参加の促進を図るという考え方から、今回も「「自分らしく」を応援するまち あびこ」を理念としました。障害を有していても、地域で自分らしく暮らせる地域づくりという意味で使用し、その理念に基づく施策展開としています。そのため、原案のままとします。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-2	意見	<p>第1章の5の「基本理念および視点」の「計画の視点」の2「共生社会の実現に向けた相互理解の促進」について（P4）</p> <p>3行目の「・・・計画的に推進を図ります。」とは何を計画的に推進するのか分かりません。</p> <p>具体的に分かりやすく記載してく</p>	<p>共生社会を実現するための視点を取り入れた本計画を推進することで、計画的に進めていくと考えています。また、上位計画である健康福祉総合計画をはじめとした、関連計画においても同様の視点で各施策に取り組んでいくことを表現し、具体的な</p>

		ださい。	事業については、28ページ以降に記載しています。そのため、原案のままとします。
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-3	意見	<p>第2章の第2節の2の「(2) ヒアリングの回答状況」について (P22)</p> <p>障害福祉サービス事業所等へのヒアリングにおいて、107事業所等に配付して有効回答数が79であったとされていますが、4分の1以上の事業所が回答に協力しなかったという状況は、任意回答とはいえ極めて残念です。</p> <p>我孫子市の障害者プランづくりに非協力的な市内事業所等については、福祉サービス事業を担う者としての姿勢が疑われます。こういう非協力的とも見える事業所等にはどのような働きかけを行ったのでしょうか？</p> <p>今後は、100%の回収に努めていただきたいと思います。</p>	<p>今回から、ヒアリングの実施方法を従来の郵送から、より回答しやすいオンラインに変更するとともに、事業所の集まる会議等の場においても周知を行いました。</p> <p>今後もヒアリングの実施にあたっては、回答しやすい実施方法や周知に努めていきます。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-4	意見	<p>第3章の2「施策の体系」の表中、基本目標3の基本方針6の施策3「障害福祉サービス事業所指定・監査の充実」について (P27)</p> <p>この「障害福祉サービス事業所指定・監査の充実」にかかる施策を重点項目に位置付けてください。</p> <p>全国的に問題となった(株)恵のグループホーム等における虐待事件等を教訓にして、我孫子市ではそうした事件が起きないシステムづくりとサービスの「質」の向上につながる監査・指導をしっかりと重点施策</p>	<p>重点項目の選定については、障害者プランの作成にあたり当初よりご協力をいただいている自立支援協議会の委員の皆様からのご意見のもと、プラン全体のバランスを考慮しながら選定したため、原案のままとします。</p>

		に位置づけ、その取り組みを強化していただきたいと思ひます。	
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-5	意見	<p>第4章の基本目標2の基本方針2の施策2の中の「成年後見制度の普及啓発」について（P35）</p> <p>「周知徹底を目指していきまひす」は何に取ひ組むのか全く分かりません。徹底を「目指す」とボンヤリと記すこと自体“及び腰”に見えます。漠然と「目指す」のではなく、具体的に実施することを明記してください。</p>	<p>障害者支援課のみで行う周知・啓発活動に加え、今後は社会福祉課や高齢者支援課、また社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、より広く普及啓発する方法を模索していくことを想定していきまひす。そのため、「周知徹底を目指していきまひす。」を「関係機関との連携を強化していきまひす。」に修正していきまひす。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-6	意見	<p>第4章の基本目標3の基本方針6の「質の高い福祉サービスの提供」について（P45）</p> <p>施策3で民間事業者の人材の確保について記述されていますが、社会全体で深刻な労働力不足が進む中では、一般的な合同説明会の実施や市のホームページを活用することだけで、人材不足を解消できるとは考えられまひせん。</p> <p>低水準と言われる賃金・労働条件の問題を含め、福祉事業所での人材不足の原因をしっかりと分析したうえで、実際に効果が見込める施策を盛り込んでいただきたいと考えまひす。</p>	<p>障害福祉分野における人材確保は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の検討において、課題と認識しており、改善するための対応策が図られています。</p> <p>また、市においても地域の課題として捉え、新規事業として位置づけまひました。今後はそれらの事業の効果を見極めながら、自立支援協議会等で協議を重ねていきまひたいと考えていきまひす。そのため、原案のままとしまひす。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-7	意見	<p>第4章の基本目標5の基本方針2の「防災・災害・緊急時への対策」について（P52）</p> <p>①法改正により、自治体は避難行動要支援者にかかる個別避難計画を令和7年度までに作成することが</p>	<p>① 個別避難計画は、全ての要支援者を対象としたものですが、まずは土砂災害警戒地域に住民票のある方から順に作成を進めています。</p> <p>今後も千葉県が令和8年度ま</p>

	<p>努力義務化されていますので、普通に考えれば、今期障害者プランの期間内（令和6～8年度）に作成することが求められます。</p> <p>困難な課題があるとしても、優先度が高い要支援者だけでなく、要支援者全体に関する作成をどのように進めていくか記載してください。</p> <p>②サービス等利用計画（ケアプラン）を災害時のケア（新型コロナ等のパンデミック対応を含めて）と関連づける仕組みづくりは、震災を経験した神戸市などの大きな市でも取り組みが始まっています。</p> <p>我孫子市においても障害者プランにその仕組みづくりを位置付けてください。</p>	<p>で毎年新たな土砂災害警戒区域を指定する予定ですので、それに合わせ、対象者の個別避難計画の作成を進めていきます。</p> <p>そのため、「優先度が高い要支援者に対し」を「優先度が高い要支援者から」に修正します。</p> <p>②災害時の避難については、個別避難計画の作成を進めているところです。また、通所先や入所先等の各事業所が作成する非常災害対策計画や業務継続計画があるため、まずはそれらを有効活用することや、各機関の役割の確認が重要であると考えています。</p> <p>そのため原案のままとしますが、引き続き災害時を想定した協議を進めていきます。</p>
理由	意見の趣旨のとおり。	
1-8	<p>意見</p> <p>第5章の1の「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の活動指標1の（1）訪問系サービスについて（P59）</p> <p>「重度障害者等包括支援」サービスにかかる第4期見込みの数値について、現計画では見込みを明記していたにもかかわらず、次期計画（案）では各年度全てゼロとなっています。</p> <p>これは、次期は全く取り組まないということでしょうか。</p> <p>そうだとすれば、なぜ取り組まないのか、きちんと注釈を加えて頂きたいと思います。</p> <p>また、サービス提供が必要となる際はその体制をしっかりと整え対応す</p>	<p>「重度障害者等包括支援」の数値に関しては、我孫子市自立支援協議会にて意見を聴取し決定しました。その際、千葉県内に重度障害者等包括支援の指定事業所がなく、現時点で増える見込みがないこと、また、これまでの相談やサービスの提供状況において、1つの事業所だけではなく様々な事業所のサービスを組み合わせることにより、本人のニーズに対応しているという点から、原案のままとします。</p>

		る計画であるならば、その趣旨又は数値見込みを記載することが適当と思います。	
	理由	意見の趣旨のとおり。	
1-9	意見	<p>第5章の6の「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について（P69）</p> <p>①昨年、全国的に問題となった(株)恵のグループホーム等における虐待は断じて許されませんが、我孫子市では、そうした事件が起きないシステムを構築していただきたいと思ひます。</p> <p>また、事件までにはならないまでも、事業の最低基準さえクリアすればサービスの「質」が問われない事業運営が漫然と続けられるのであれば、利用者及び保護者が期待する「質の向上」にはつながらないと思われまひます。</p> <p>指標で掲げられた「市職員の研修参加人数」や「事業所への支払いシステムに係る審査結果の共有」の取組みは、質の向上の取組み以前のことであり、不十分であると思ひます。つひては、本計画で「質を向上させるための取組」を進めるのであれば、一定レベル以上の質の障害福祉サービス事業を誘導するために、市として、質の向上に向けたガイドライン等を作成して指導のベースにするなど、具体的な取組みを示してください。</p> <p>さらには、この基本方針においては、どのようなサービスの質をどのようなレベルに向上させていくの</p>	<p>① 市では、指定障害福祉サービス事業者等指導要領及び指定障害福祉サービス等事業者監査要領に基づき、指導を行つていまひす。また、グループホームの質の向上に資するため、今年度中に共同生活援助における利用者負担額等の受領にかかる取り扱ひについてのガイドラインを作成し、市内事業所に周知する予定ですので、本計画案については原案のままとしまひます。</p> <p>② 1-6に同じ。</p>

		か、活動指標に盛り込んで記載してください。 ②民間事業者の人材の確保についても、具体的な成果目標を設けて効果的な施策を推進してください。	
	理由	意見の趣旨のとおり。	

整理番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
2-1	意見	<p>第2章の第2節の1の「(3) アンケートの結果」の④の「障害福祉サービスの利用状況」の「現在利用している障害福祉サービス等の利用量」について（P18）</p> <p>本項においては、今後利用量を増やしたいと回答した方について記述され、また表もその内容で用いられていると思われます。</p> <p>表題の「現在利用している障害福祉サービス等の利用量」とはアンマッチですので、たとえば「今後利用量を増やしたい障害福祉サービス等の種別」のように、内容にマッチした表題にしてください。</p>	<p>より内容を的確に表す表題とするため、ご指摘のとおり「現在利用している障害福祉サービス等の利用量」を「今後利用量を増やしたい障害福祉サービス等」に修正します。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
2-2	意見	<p>第2章の第2節の1の「(3) アンケートの結果」の④の「障害福祉サービスの利用状況」の「病気や障害の発症予防、重度化予防のために必要なこと」について（P20）（P21）</p> <p>「発症予防」のために必要なこと、「重症化予防」のために必要なことは、同じ設問で扱うことには無理があると思われます。</p> <p>それぞれについて予防策を掘り下げて検討するとするならば、本来は設問を別にし、内容もそれぞれに適したものに直した方が良く考えますが、今回はこの内容でアンケートを集約していることなので、ここでは、「発症予防」と「重症化予防」の違いを念頭においた「まとめ」を記載してください。</p> <p>また、次にアンケート調査を行う際</p>	<p>この設問では、「発症予防」と「重度化予防」それぞれ独自の予防策ではなく、双方に共通する予防策を想定しており、アンケート結果の回答として多かった「相談したいときに相談できること」や「病気や障害に対する周囲の理解や配慮があること」は、双方に共通する予防策になり得ると考えるため、原案のままとします。</p>



		は設問内容を十分精査してください。	
	理由	意見の趣旨のとおり。	
2-3	意見	<p>第3章の1の基本目標4及びそのあとの関連項目について（P25、27、47、49） （その1）</p> <p>現プランでは、就労・社会参加の促進の中で、あえて芸術文化等の余暇活動が盛り込まれましたが、今回の案ではその文言が無くなってしまい残念です。</p> <p>現プラン策定時のパブコメでは、具体的な内容に関して「障害者福祉センター内での作品制作や作品展示等にとどまった取組みではなく、学校や関係機関、関係団体と連携して、市内の多くの障害児者の芸術・文化活動が推進されるよう記述してください」との意見に対し、「次期計画に盛り込めるよう検討していきます」と回答されておりました。</p> <p>我孫子市では、以前から障害者の芸術文化等の活動への支援が弱く、今回の案でも軽んじられて残念です。今回のプランにおいては、ぜひ、目標・施策・事業に、障害者全体を対象とした事業としてしっかり位置付けていただきたいと思っております。</p>	<p>第3期我孫子市障害者プランの策定時には、障害者福祉センターの事業として位置付けておりましたが、利用者の減少により、当該事業の継続が難しい状況となりました。検討した結果、今回のプランにおいては、要望の多いスポーツの事業を位置付けており、芸術関係については、関係課と連携し、事業として位置づけられるか、検討を継続していきます。そのため、原案のままとします。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。	
2-4	意見	<p>第3章の1の基本目標4について（P25、27、47、49） （その2）</p> <p>現プランでは、就労・社会参加の促進の中で、あえて「農福連携」の考え方が盛り込まれ、「障害者が農業</p>	<p>市においても、「農福連携」における効能は認識しており、効果が期待できるものと考えています。また現在、各事業所で、「農業」を取り入れた支援を既に提供している状況であり、今後も</p>

	<p>分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参加の実現を目指します。」と明記されました。農福連携は、厚労省も農水省も推進し、我孫子市においても、特例子会社等の取り組みを含めて農福連携の条件が広がってきたこと、就労だけでなく、余暇活動等の社会参加においても「農」の大きな効能（セラピー等）が実証されてきたこと、などが背景にあると思われます。</p> <p>今回の案では、P47の「現状と課題」の中で就労環境の変化として記述されているほか、P67の「福祉施設等から一般就労への移行等」の中の取扱いで記述されていますが、農福連携の趣旨がかなり狭められてしまっています。</p> <p>あらためて、就労の促進、社会参加促進、「農」の効能の積極活用等の視点をもとに、基本方針及び事業にしっかり位置付けていただきたいと考えます。</p>	<p>「農」を取り入れた支援を確保していく考え方ですので、原案のままとします。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。
2-5	意見	<p>第5章の4の「福祉施設等から一般就労への移行等」について（P66）「目標値」の表について分かりづらい箇所があるので補足をお願いします。</p> <p>①項目「令和8年度中の一般就労移行者数」の目標合計49人が項目「令和8年度中の障害福祉サービス毎の一般就労者数」の目標合計51人より少ないのはどのような理由でしょうか。</p> <p>②項目「令和8年度中の障害福祉サ</p>
		<p>①令和5年5月19日に告示された、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の改正に基づき、令和3年度中のそれぞれの一般就労者数の実績を基にそれぞれの数値を設定しています。</p> <p>②趣旨については、ご推察のとおりです。また、各項目の「・・・一般就労への移行実績</p>

	<p>ービス毎の一般就労者数」の考え方の「・・・を通じて、一般就労への移行実績の概ね・・・倍」という記述は「・・・を通じて一般就労に移行した実績人数の概ね・・・倍」という趣旨で良いでしょうか。そうだとすれば、各欄について、そのような内容にわかりやすく記述してください。</p> <p>③項目「令和8年度末における就労定着率※」の目標数値が「2割5分以上」とされている一方で考え方欄には「・・・7割以上の事業所数」と書かれています。この「2割5分以上」という目標値は何を意味しているのでしょうか。分かりやすく考え方を記載してください。</p> <p>④考え方に〇〇倍、〇〇割と書かれていますが、これらはどういう根拠の倍率なのか補足してください。</p>	<p>の・・・」を「・・・一般就労へ移行した者の・・・」と修正します。</p> <p>③市内の就労定着率が7割以上の実績となる就労定着支援事業所が、市内で2割5分以上の割合を目指すという意味です。注釈でも補足しておりますので、原案のままとします。</p> <p>④①の回答及び本文57ページのとおりです。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。
2-6	意見	<p>全体的に見直し、必要な箇所については、一部修正します。</p>
	理由	意見の趣旨のとおり。